

**表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和4年度)**

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
津地方法務局	津市神戸
同	津市片田志袋町
同	津市戸木町
四日市支局	三重郡朝日町大字柿
同	三重郡朝日町大字小向
同	三重郡朝日町大字縄生
伊勢支局	伊勢市二見町今一色
同	鳥羽市松尾町
松阪支局	多気郡多気町古江
桑名支局	いなべ市藤原町大貝戸
同	いなべ市藤原町山口
同	いなべ市北勢町阿下喜
伊賀支局	名張市夏見
同	名張市神屋
同	名張市滝之原
同	名張市東田原
同	名張市矢川
鈴鹿出張所	鈴鹿市神戸八丁目
同	鈴鹿市国分町
同	鈴鹿市東磯山一丁目
同	鈴鹿市東磯山二丁目